３．「算定期間」とは、法第58条の２第５項第１号に規定する算定期間をいい、第二種資金移動業又は第三種資金移動業を営む場合に記載すること。

４．「未達債務算出方法」は、為替取引に関する債務を負担してから当該債務を履行するまでの間の債権者及び債務の内容を明示して記載すること。国内にある利用者に対して負担する債務の額のみを未達債務の額として計上する場合にあっては、国内にある利用者と国外にある利用者とを区分する方法を記載すること。

（第８面）

(3)　資金移動の概要図

（記載上の注意）

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

（第９面）

(4)　業務委託状況

［表略］

（記載上の注意）

１．　［略］

２．業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第９面の次に添付すること。

３．　［略］

（第10面）

(5)　［略］

（第６面）

(2)　資金移動の概要図

（記載上の注意）

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、為替取引の種類ごとに簡略に図示すること。

（第７面）

(3)　業務委託状況

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

２．業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第７面の次に添付すること。

３．　［同左］

（第８面）

(4)　［同左］